

災害時要援護者の避難支援ガイドライン

平成17年3月

集中豪雨時等における情報伝達及び
高齢者等の避難支援に関する検討会

災害時要援護者の避難支援ガイドライン

目次

はじめに

課題 1 情報伝達体制の整備

課題 2 災害時要援護者情報の共有

課題 3 災害時要援護者の避難支援計画の具体化

参考資料 1 避難支援プラン策定の手順（例）（略）

参考資料 2 避難支援プラン実施の流れ（例）（略）

参考資料 3 避難支援ガイドラインに掲載する取組事例（略）

課題1 情報伝達体制の整備

- 災害時要援護者支援班の設置、防災関係部局と福祉関係部局、自主防災組織、福祉関係者との間の連携強化

課題2 災害時要援護者情報の共有

- 同意方式、手上げ方式、共有情報方式による平時からの情報共有

課題3 災害時要援護者の避難支援計画の具体化

- 災害時要援護者一人ひとりの避難支援プランの策定

はじめに

平成16年7月の梅雨前線豪雨、一連の台風等における高齢者等の被災状況等を踏まえると、災害時要援護者（以下「要援護者」と略す。）の避難支援については、

- 防災関係部局と福祉関係部局等の連携が不十分であるなど、要援護者や避難支援者への避難勧告等（避難準備（要援護者避難）情報、避難勧告及び避難指示を総称する。）の伝達体制が十分に整備されていないこと
- 要援護者情報の共有・活用が進んでおらず、また、プライバシー保護の観点から共有者が限定されており、発災時の活用が困難なこと
- 要援護者の避難支援者が定められていないなど、避難行動支援計画・体制が具体化していないこと

の三つが大きな問題点として挙げられる。

要援護者の避難支援は自助・地域（近隣）の共助を基本とし、市町村は、要援護者への避難支援対策と対応した避難準備（要援護者避難）情報を発令するとともに、要援護者及び避難支援者までの迅速・確実な避難勧告等の伝達体制の整備が不可欠である。また、要援護者に関する情報（住居、情報伝達体制、必要な支援内容等）を平時から電子データ、ファイル等で管理するとともに、一人ひとりの要援護者に対して複数の避難支援者を定める等、具体的な避難支援計画（「避難支援プラン」と称する。）を策定しておくことが必要である。発災時には、避難支援プラン等を基に計画的・組織的な避難支援を実施するべきである。

さらに、市町村は、自助・共助による避難支援の取組みを促進するとともに、自助・共助による必要な支援が受けられない要援護者（「避難行動要支援者」と称する。）等の避難支援の仕組みづくりを公助により早急に進める必要がある。

国や都道府県は、市町村や関係者に対する助言や研修の実施等を通じて、これらの取組みを促進する環境の整備に努めるとともに、これらの取組みについて、制度面での整備も進める必要がある。

なお、国、都道府県、市町村は、要援護者の避難支援を進めるに当たり、関係部局を取りまとめる担当部・課を明確にする必要がある。

課題1 情報伝達体制の整備

1. 災害時要援護者支援班の設置

市町村は、福祉関係部局を中心とした横断的な組織として「災害時要援護者支援班」を設け、要援護者の避難支援業務を的確に実施すること。

<災害時要援護者支援班のイメージ>

【位置付け】

平時は、防災関係部局や福祉関係部局で横断的なPT（プロジェクト・チーム）を設置。災害時は、災害対策本部中、福祉関係部門内に設置。

【構成】

平時は、班長（福祉担当部課長）、班員（福祉担当者、防災担当者等）。社会福祉協議会関係者等も参加すること。災害時は、基本的に福祉担当部課長・者で構成。

【業務】

平時：要援護者情報の共有化、避難支援プランの策定、要援護者参加型の防災訓練の計画・実施、広報 等)

災害時：避難準備（要援護者避難）情報の伝達業務、避難誘導、安否確認・避難状況の把握等

2. 関係部局・機関等との連携強化

(1) 消防団、自主防災組織等との連携

市町村は、消防団や自主防災組織等、従来から地域防災の中心となっている団体等への情報伝達責任者（班）を明確にすること。

消防団、自主防災組織等は、一部の構成員に過度な負担をかけないこと、不在時を想定した複数ルート化等に配慮しつつ、伝達網を整備すること。発災時は福祉関係者と連携しつつ、避難支援プラン等を基に情報伝達を実施すること。

(2) 福祉関係者との連携

市町村は、各種協議会等を通じ、平時から要援護者と接している社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等の福祉関係者と災害時要援護者支援班との連携を深めること。また、市町村は、福祉関係者に対する防災研修を定期的に実施するとともに、国は、福祉関係者が必要な防災研修や訓練を必ず受講する仕組みについて検討すること。発災時には、これらが構築しているネットワークを情報伝達に活用すること。なお、要援護者の支援者及び支援内容は多岐にわたることから、平時における生活支援の充実・コーディネートとともに、発災時におけるこれらの者との間の連携にも配慮すること。

民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等の福祉関係者は、ケアプランの策定時を含め、平時の福祉サービス活動や避難支援プランの策定作業を通じて、要援護者や避難支援者への情報伝達方法についてきめ細かく把握すること。また、市町村の災害時要援護者支援班との連携を深めること。発災時は、災害時要援護者支援班、消防団、自主防災組織等と密に情報交換するとともに、避難支援プラン等を基に情報伝達を実施すること。

<取組例> 美野里町（茨城県）

一人暮らし高齢者や障害者等の生活支援の充実のためには、介護保険によるサービスとともに、民生委員やボランティアによるサービス（インフォーマル・サービス）が必要である。美野里町では、社会福祉協議会に「地域ケアコーディネーター」を配置し、ケアマネージャーと連携しつつ、対象者の実態・ニーズの把握と、保険・医療・福祉が連携した在宅ケアチームによるインフォーマル・サービスの調整を実施している。また、平時の見守りや緊急時の対応にはマンパワーの確保が重要なことから、福祉員の配置とともに、中学生3級ホームヘルパーの養成にも力を入れている。

なお、地域ケアコーディネーター等が中心となり、手上げ方式・同意方式により要援護者情報を収集し、福祉関係部局、防災関係部局等の間で共有し、避難支援体制の整備にも努めている。

3. その他

(1) 避難準備（要援護者避難）情報の発令

市町村は、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」に基づき、避難準備（要援護者避難）情報等の判断基準を事前に定めた上、災害時に発令すること。また、

これまで、「自主避難の呼び掛け」、「避難注意情報」等、地域ごとに様々な情報が発出されていたが、今後、避難行動に時間を要する者に避難を求めるものは、避難準備（要援護者避難）情報に標準化するとともに、国、都道府県、市町村等は、その周知徹底に努めること。

国は、今後、避難準備（要援護者避難）情報を制度上明確に位置づけること。

（2）要援護者の特性を踏まえた情報伝達

市町村、福祉関係者等は、要援護者の特性を踏まえつつ、要援護者の日常生活を支援する機器等の防災情報伝達への活用を進めること。

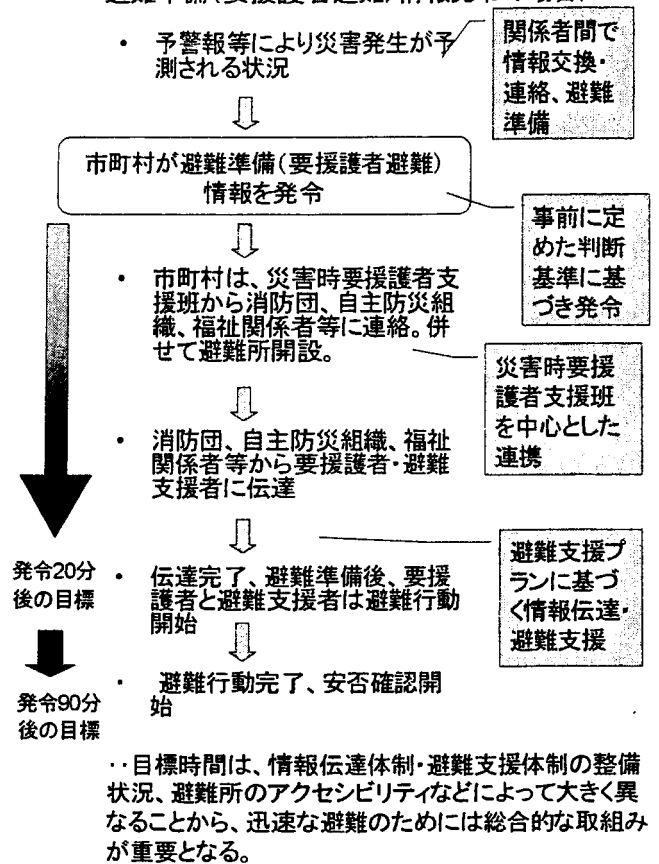
<例>

- ・ 聴覚障害者：携帯電話メール、テレビ放送（地上デジタル放送も含む。)
- ・ 視覚障害者：受信メールを読み上げる携帯電話
- ・ 肢体不自由者：フリーハンド用機器を備えた携帯電話 等

<取組例> 松本広域消防局（長野県）

松本広域消防局は、松本市、塩尻市等の19市町村を管轄しているが、聴覚障害者又は通話が困難な者が携帯電話のインターネット・メール機能を活用して災害の通報や災害情報を入手することができるサービスを15年3月から開始している。一般の者も、メールアドレスを登録することにより、災害情報をリアルタイムで受信することが可能となっている。

図1 集中豪雨時等における対応イメージ
避難準備（要援護者避難）情報発令の場合



課題2 災害時要援護者情報の共有

1. 市町村が実施する避難支援プラン策定のための情報収集方法

市町村が避難支援プランを策定するためには、要援護者情報の把握・共有が不可欠である。現在、市町村では以下の三つのパターンにより取り組んでいる。

(1) 同意方式

消防等の防災関係部局、福祉関係部局、自主防災組織、福祉関係者等が住民一人ひとりと接する機会をとらえて要援護者本人に直接働きかけ、必要な情報を把握し、策定していく方式。

要援護者一人ひとりと直接接することから、必要な支援内容等をきめ細かく把握できる反面、対象者が多いため、効率よく迅速な情報収集が困難。このため、福祉関係部局や民生委員等が避難支援プラン策定を福祉施策の一環として位置づけ、その保有情報を基に要援護者と接すること。

(2) 手上げ方式

制度創設について周知した上で、自ら要援護者名簿等への登録を希望した者について避難支援プランを策定する方式。要援護者本人の自発的な意思を尊重しており、必要な支援内容等もきめ細かく把握できる反面、登録を希望しない者の把握が困難であり、要援護者となり得る者の全体像が把握できないおそれがある。

< 参 考 >

愛知県安城市は、要援護者登録制度を実施するに当たり、①身体障害者（体幹・上下肢1～3級等）、②知的障害者（療育A判定）、③一人暮らし高齢者の登録者、④ねたきり高齢者や認知性高齢者に対しては、民生・児童委員が戸別訪問し、⑤在宅の要介護認定者で要介護3～5の者に対しては、市から手紙を郵送し、同意調査を実施した。その結果、民生委員による活動では7割以上の対象者が同意したものの、郵送調査での同意は約2割にとどまっている。同じく、豊田市も、一人暮らし高齢者の登録者に対して民生・児童委員が戸別訪問したところ、8割以上の者が同意している。

一方、手上げ方式で実施している市町村では、同意者が対象者全体の1割程度にとどまっているところが多くみられる。

(3) 共有情報方式

市町村において、平時から福祉関係部局等が保有する要援護者情報等を防災関係部局等も共有する方式。原則禁止である本人以外からの個人情報の収集及び個人情報の目的外利用・提供に関して、個人情報保護条例の例外規定として整理することとなる。

<例外規定例>

- ・ 「あらかじめ個人情報保護審議会の意見を聴いた上で必要と認められるとき」
- ・ 「実施機関が所掌事務の遂行に必要な範囲内で記録情報を内部で利用し、かつ、当該記録情報を利用することについて相当な理由があるとき」 等

この場合、共有した情報を分析の上、一定の条件の設定により要援護者を特定・把握し、福祉関係部局及び防災関係部局との連携の下、避難行動要支援者の避難支援プランの策定を進めていくこと。

なお、条件に該当する者を福祉関係部局が緊急時連絡先、要支援内容等を把握している場合、共有情報方式により防災関係部局との共有が可能となるが、

- ・ 同情報を共有できる者が限定されること
- ・ 特定された要援護者が必要とする支援内容等をきめ細かく把握するためには、同意方式と同様に本人からの直接確認作業が補足的に必要であること

に留意すること。

また、国は、市町村の防災関係部局が自ら情報収集するとともに、要援護者情報を網羅的に把握するため、共有情報方式により防災関係部局が福祉関係部局から情報提供を受けること等について、制度上担保するよう努めること。

市町村は、避難支援プランの策定に取り組むに当たり、この三つのパターンを組み合わせつつ、福祉関係部局の積極的な取組みの下、次のような方向で進めること。

- ・ 昔ながらの人のつながりにより対象者の把握が可能な地域では、同意方式により（手上げ方式との複合も含む。）取り組むべき。
- ・ 本人からの情報収集を基本としながらも、避難支援プランの策定を早急に進めるべき対象者の把握が不可能な場合は、共有情報方式により対象者を特定・把握し、優先的に進めることが必要。
- ・ 同意が得られない要援護者への対策として、共有情報方式を併用することにより対象者を網羅的に把握しておくことも必要。

2. 要援護者情報の共有方法

いずれの方式においても、市町村は、消防団員・警察等の救援機関、自主防災組織、避難支援者等のうち、要援護者本人が同意した者との間で平時から登

録情報を共有しておくこと。

また、市町村は、共有された情報とハザードマップ、避難場所等を地図情報（GISを含む。）において組み合わせ、現状と課題を視覚的に把握し、平時の活動に活用するとともに、災害時には限られた人員を効果的に投入し、戦略的な避難支援を実施できるようにしておくこと。

<取組例> 横須賀市（神奈川県）

横須賀市は、個人情報保護条例に基づき個人情報保護審議会に諮問し、了承を得た上で、福祉関係部局が保有する一人暮らし高齢者、重度障害者、要介護認定者情報等を防災関係部局と共有している。同情報は、消防総合情報システムに入力し、GIS上で管理・整理されており、発災時は現場に居住する要援護者情報等を即座に把握し、現場職員に伝達できるようになっている。なお、これらの登録情報は毎月1回更新されている。

課題3 災害時要援護者の避難支援計画の具体化

1. 避難支援プランの全体イメージ

避難支援プランは、市町村の要援護者支援に係る全体的な考え方と要援護者一人ひとりに対する個別計画で構成すること。

全体的な考え方には、避難支援対象者特定の考え方、支援に係る自助・共助・公助の役割分担の内容、支援体制（各部局、関係機関の役割分担）等について、地域の実情に応じ記述すること。

2. 対象者特定の考え方

一般に、高齢者、障害者等については、避難勧告等が確実に伝達されれば自力で避難できる者も相当数含まれている。また、ハザードマップの活用により、避難を要する者の特定も可能となる。そのため、市町村は、避難支援プランの対象者の範囲についての考え方を明確にし、重点的・優先的に進めること。

<対象者特定の例>

次の①～③を参考に、これらの組み合わせにより対象者を特定する。

① 介護保険の要介護度

介護保険の要介護度3（重度の介護を要する状態：立ち上がりや歩行などが自力でできない等）以上の居宅で生活する者を対象としている場合が多い。

② 障害程度

身体障害（1・2級）及び知的障害（療育手帳 A 等）の人を対象としている場合が多い。

③ その他

一人暮らし高齢者、高齢者のみの世帯を対象にしている場合が多い。

<参 考>

例えば高齢者全てを対象に取り組んでいる市町村もあるが、対象者が過大なために手上げ方式のみとなり、対象者等への説明が十分になされていない傾向にある。その上、支援を要しない者も対象となるため、避難支援プランの必要性が関係者や住民全般に十分理解されず、結果的に策定状況が低調なところがみられる。支援を要する者の現状把握とともに、避難支援プラン策定の向上との目標設定・管理との観点からも、対象者の特定は重要である。

3. 避難支援に必要な情報の整理

(1) 個別計画の策定・整理

市町村は、避難支援プランにおいて、支援の対象となる要援護者とともに個別計画（名簿・台帳）を策定すること。個別計画は、要援護者本人、避難支援者、要援護者本人が同意した者に配布すること。

(2) 個別計画の更新等

市町村は、適宜訓練や確認作業を実施しつつ、日常的に登録情報の更新を行うこと。また、各種災害や避難についての要援護者・避難支援者の理解を深める取組みを進めること。

社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等の福祉関係者は、災害時要援護者支援班と連携しつつ、登録情報の更新、避難訓練への参加、要援護者等の理解促進を進めること。

(3) 個別計画の管理

個別計画の内容は、詳細な個人情報を含むものであることから、要援護者が同意した者以外が閲覧することのないよう、市町村や関係者は、電子データで保管する場合にはパスワードで管理し、紙媒体で保管する場合には施錠付きの保管庫に保管する等、情報管理に特段の配慮をすること。

図2 避難支援プラン・個別計画記載例 (表)

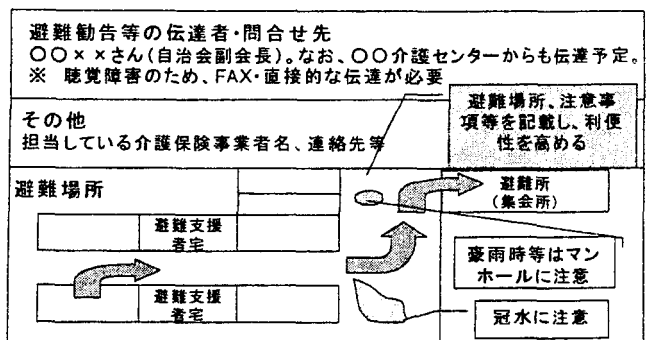
平成 年 月 日

情報共有についての同意

〇〇市長殿
私は、災害時要援護者登録制度の趣旨に賛同し、同制度に登録することを希望します。また、私が届け出た下記個人情報を市が自主防災組織、民生委員、社会福祉協議会、在宅介護支援センター、消防署、警察署に提出することを承諾します。

自治 区名	民生 委員	TEL FAX
災害時要援護者 <高齢要介護者・一人暮らし高齢者・障害者・その他()>		
住所	TEL	
氏名	(男・女) 生 年月日	
緊急時の家族等の連絡先		
氏名	続柄()	住所 TEL
氏名	続柄()	住所 TEL
家族構成・同居状況等	居住建物の 構造	木造二階建て、昭和〇年着工。
妻と二人の老夫婦世帯。長男・次女 はいずれも結婚して県外に居住・・・。	管段いる部屋	木造、鉄骨 造、耐火造、 着工時期等
寝室の位置		
特記事項 要介護度4で一人では歩行が困難。人工透析を受けている。聴覚障害もあり、手話 通訳が必要		
緊急通報システム (あり・なし)	肢体不自由の状況、認 知症の有無、必要な支 援内容	
避難支援者		
氏名	続柄()	住所 TEL
氏名	続柄()	住所 TEL

(表)



<取組例> 藤井寺市 (大阪府)

市福祉課では、申請書を基に簡易版（登録者の氏名、性別、年齢、連絡先、住所を記載）と詳細版（申請書の内容を記載）の二つの名簿を作成し、各区長へ配布している。区長は平時から簡易版を閲覧することが可能であり、この名簿を基に地域では安否確認訓練を実施している。詳細版は、平時はスチ

ール保管庫に保管し（鍵は区長が管理）、発災時は安否確認本部に参集した役員、民生・児童委員等への指示に使用される。

(4) 発災時の情報伝達と安否確認

市町村は、消防団、自主防災組織、福祉関係者等と連携しつつ、発災時に避難準備（要援護者避難）情報等を要援護者及び避難支援者に確実に伝える仕組みを整備すること。また、市町村は、避難状況を把握する仕組みと体制を整備し、併せて安否確認を行うこと。

(5) 避難支援者の定め方

市町村は、自助、地域（近隣）の共助の順で取組みをいかす、下からの積み上げ方式により避難支援者を定めることとし、地域防災力を高めること。

また、人工呼吸器、酸素供給装置等を使用している在宅の難病患者等に対しては、保健所、消防署、病院など関係する機関と連携し、避難支援者とともに、病院等への搬送などの避難計画を具体化しておくこと。

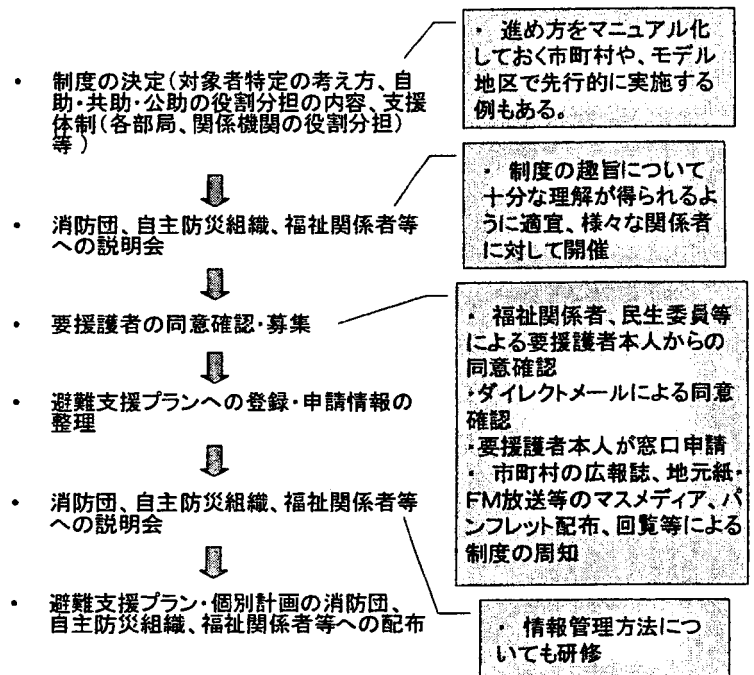
さらに、市町村は、自助・共助による支援が受けられない

避難行動要支援者を把握し、必要な支援内容や避難支援者を定めるため、関係機関（消防団員、警察の救援機関を含む。）、自主防災組織、近隣組織、介護保険制度関係者、障害者団体等の福祉関係者、患者搬送事業者（福祉タクシー等）、地元企業等の様々な機関等と連携を図ること。

国は、モデル的な取組みを実施し、避難支援体制構築のためのアクションプログラムの作成等に努めること。

図3 避難支援プランの策定手順例

（手上げ方式・同意方式の場合）



・以後、日常的に登録情報の更新を実施するとともに、担当者等の引継の際は、適切な実施がなされるよう、研修・説明会を適宜実施する。

4. その他留意事項

(1) 地域福祉・防災の連携等

避難支援を実施するに当たっては、要援護者と避難支援者の信頼関係の構築が不可欠であることから、市町村や消防団、自主防災組織等は、防災だけでなく、声かけ・見守り活動や犯罪抑止活動等、地域における各種活動との連携を深めるとともに、これらの活動等を通じて人と人とのつながりを深める温かい街づくり、要援護者が自ら地域にとけ込んでいくことができる環境づくりにも配慮すること。また、自主防災組織等の高齢化が進んでいる地域において、市町村や消防団、自主防災組織等は、小中学生と両親が参加する防災訓練を実施するなどして、親世代との連携を図っていくこと。

なお、市町村や消防団、自主防災組織等は、自主防災組織等の区域と、消防、警察等の管轄区域等の差異を踏まえつつ、防災訓練等を通じ、情報伝達、避難支援等についての連携を高めること。

<取組例> 福岡市春住校区（福岡県）

春住校区では、老人クラブ、敬老会等を中心として、高齢者が楽しく暮らせる街づくりに日頃から積極的に取り組んでいる。防災についても、防災会（自主防災組織）が中心となり、自主避難場所の整備（後述）や、高齢者等への警笛の配布等、ユニークな対策を進めている。人と人のつながりを中心とした、よりよい街づくりを進めていくことが地域防災力の向上にもつながることから、引き続き、温かいコミュニティの形成に努めていくこととしている。

<取組例> 練馬区（東京都）

練馬区の自主防災組織は、高齢化とともに防災活動も停滞化しつつあったため、平成10年頃から、PTA等の父母の活動を活用した避難拠点運営連絡会の整備、親子参加の防災訓練等を実施し、これら若い世代の防災活動への参加を促進しつつ、旧来的な防災組織との連携を進めることを視野に入れながら、地域防災の活性化に努めている。

また、市町村は、集中豪雨時等の業務・体制の見直しや、部局・職種を問わない職員配置等を進めることにより、要援護者の避難支援に強い組織づくりに取り組むこと。

<取組例> 練馬区（東京都）

練馬区は、平成 16 年 10 月の新潟県中越地震において清掃収集員が被災地の災害廃棄物処理を実施するなど、現業職員も防災・災害救援活動を積極的に実施しているが、危機管理体制強化の一環として、これら職員を避難支援等へ組み込むことについての検討を進めている。また、消毒担当班等、発災数日後に具体的な任務が始まる者を発災時から活用するなど、業務と人員配置の見直しについても検討している。

さらに、NPO・ボランティア等の果たす役割も大きいことから、市町村や消防団、自主防災組織は、合同での防災訓練や避難支援における連携に努めること。

また、特に、被災現場で支援活動をしたNPO・ボランティアは、地元に戻った後も市町村等と連携しつつ各種取組みを展開することにより、地域防災力を高めること。さらに、要援護者に普段から接している福祉ボランティアは、防災ボランティアとともに、要援護者の避難支援のための連携を図ること。

<取組例> 御殿場市ボランティア連絡協議会（静岡県）

御殿場市ボランティア連絡協議会は、阪神・淡路大震災の被災者団体との交流から、要援護者の把握と情報共有の必要性を認識し、平成 8 年から要援護者の避難支援に取り組んでいる。

まず、同協議会では、障害者の当事者団体等を通じて情報を収集の上、避難支援等のためのシート（救援システムカード）を作成し、発災時は、あらかじめ登録されたボランティアの避難支援者が要援護者宅に駆けつけ、避難所等へ誘導する救援システムづくりに取り組んでいる。また、救援システムに関する避難訓練等を通じ、障害者やボランティアの防災意識を高めるとともに、普段からお互い助け合う関係を築けるような、見守りシステムとしても機能するように取り組んでいる。

<取組例> トヨタグループ災害V（ボランティア）ネット（愛知県）

平成 12 年 9 月の東海豪雨後、地域災害への積極的な支援を目的に 14 年 4 月に設置要綱を策定し、災害ボランティア登録者の募集を開始した。登録者はトヨタグループ 13 社の社員、OB、家族等からなり、16 年 10 月現在、840 人となっている。各登録者は、災害時を想定した座学と、高齢者・障害者の避難誘導等の防災訓練を受講することとなっている。また、平時は要援護者宅を訪問し、家具転倒防止や防災指導を実施しているほか、知的ハンディを

もった者との避難訓練、行政や各種団体との情報交換会等を実施している。

発災時の活動内容は、被災者（地）の自立復興支援に関するボランティア活動全般となるが、豊田市や社会福祉協議会等の団体と連携を図りながら、各地域での災害時ボランティア活動の支援体制の整備に努めている。

（２）避難場所の整備

市町村や消防団、自主防災組織は、ハザードマップも活用しつつ、病院、介護保険関係施設、福祉センター、近隣ビルの高所等の避難場所（一時的な避難場所を含む。）への活用を促進し、要援護者の避難行動時間の短縮及び避難支援者への負担軽減を進めること。また、市町村等は、福祉関係者等の協力も得つつ、避難場所における介護・ケアなどの支援活動を充実させるため、広域的な派遣体制づくりも含めた人員確保や、障害者等の要援護者専用の避難所設置についての検討を進めること。

さらに、国は、近隣で安全な避難場所（一時的な避難場所を含む。）の整備や、要援護者の特性に配慮した避難所運営、福祉避難所の整備等、避難場所対策の整備・向上に関する検討を引き続き進めていくこと。

<取組例> 福岡市春住校区（福岡県）

春住校区の自主防災会は、平成11年6月の集中豪雨等において、高齢者等の緊急時の避難場所が各人の近隣に確保されていないことが明らかとなった。また、比較的低地にあるため、風水害時の避難場所としては十分でないところもみられた。そのため、まず、校区内の各町内で

- ・ 高層の鉄筋コンクリートの建物であり、構造上、水害時も安全なこと
- ・ 高齢者が行き慣れており、道に迷う恐れのないような場所であること
- ・ 夜間や休日も含めて24時間対応可能であること

等を踏まえた上で適切と思われる場所を高齢者自身がピックアップし、自主避難場所（差し迫った危険を回避するための一時的な避難場所）としての使用を防災会幹部が中心となって所有者に依頼し、快く引き受けていただいた。このような取組みを重ねた結果、各高齢者が3分程度で避難できる場所に銭湯、病院、郵便局、マンション等の自主避難場所が整備されている。指定の過程を経て防災会、高齢者、所有者等との親睦が深まるとともに、これらの建物は高齢者が普段のコミュニケーションを図る場所としても一層利用されるようになっていく。

(3) 避難支援プランの理解促進

避難支援プランの策定及び避難支援者間での情報共有についての同意を得るため、まず、国、都道府県、市町村は、福祉関係部局担当者、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等の福祉関係者の理解を深める取組みを進めること。また、市町村は、地域住民全体に対し、繰り返し説明する機会を設けるなど、制度の周知や理解づくりに取り組むこと。さらに、市町村は、民生委員、自主防災組織等の関係者に対し、避難支援プランの管理方法についての指導・研修も実施することにより、要援護者等の信頼を高めること。

民生委員や介護保険制度関係者、障害者団体等の福祉関係者は、これらの各種研修に積極的に参加するとともに、要援護者の理解促進に努めること。また、自主防災組織や民生委員等は、任期終了等の際にきめ細かい引継を行い、避難支援プランや避難支援体制の継続に努めること。

国は、モデル的な取組みを実施しつつ、市町村等の避難支援プランへの取組みを促進する環境づくりに取り組んでいくこと。

<取組例> 豊田市（愛知県）

豊田市は、福祉関係部局が中心となり、緊急通報システムの設置や、福祉電話（安否確認、孤独感の解消等のため週1回電話をかける制度）等のサービスを提供する「ひとり暮らし高齢者登録制度」等、高齢者等の在宅支援の一環として避難支援プランを進めている。要援護者の同意確認を実施する前と登録台帳を自治区長等に配布する前に説明会を開催し、議論を通じて相互に理解を深めたことなどが、要援護者の前向きな登録に結び付いたと考えられている。